

役員のための財務税務会社法ニュース

日税 マネジメントレポート

今回のテーマ： **中国 個人所得税法の改正による中国進出企業への影響**

中国の改正個人所得税法が2011年9月1日に施行されました。

改正の概要

今回の改正により、所得基礎控除額が2,000元/月から3,500元/月（中国人の場合。外国人は4,800元/月で変わらず。）に引き上げられました。これにより、月収3,500元以下の給与所得者は納税が免除され、個人所得税を納付する給与所得者の割合は現状の28%から8%まで下がると予想されます。

また、累進税率が9段階から7段階へ簡素化され、10%の税率が適用される課税所得範囲が拡大されると同時に、最高税率45%のカバーする所得範囲も拡大されました。これにより、低中額給与所得者の税負担が軽減し、高額給与所得者の税負担が増加することになります。

中国進出企業への影響

所得税額は、算式「課税所得額×税率 - 速算控除額」により計算します。

以下に新旧の税率表を掲載しますが、上記の算式にあてはめ逆算すると、課税所得が12,600円以上の場合には増税となります。外国人の所得基礎控除は4,800円であり、他に所得から控除できる項目がないと仮定すれば、月収17,400円以上（約210,000円）の場合に増税となります。

改正前の税率表				改正後の税率表			
級数	課税所得額(月額)	税率	速算控除額	級数	課税所得額(月額)	税率	速算控除額
1	500以下	5%	0	1	1,500以下	3%	0
2	500超～2,000以下	10%	25	2	1,500超～4,500以下	10%	105
3	2,000超～5,000以下	15%	125	3	4,500超～9,000以下	20%	555
4	5,000超～20,000以下	20%	375	4	9,000超～35,000以下	25%	1,005
5	20,000超～40,000以下	25%	1,375	5	35,000超～55,000以下	30%	2,755
6	40,000超～60,000以下	30%	3,375	6	55,000超～80,000以下	35%	5,505
7	60,000超～80,000以下	35%	6,375	7	80,000超	45%	13,505
8	80,000超～100,000以下	40%	10,375				
9	100,000超	45%	15,375				

日本人赴任者の所得水準を考えると、個人所得税負担は確実に増えると思われます。また、日本企業の場合は、外国の個人所得税を会社負担としているケースが多いので、その負担はさらに重いものになると思われます。

今後は、今まで以上にマネジメント層に中国人を積極的に起用する、日本人派遣者は日中租税条約に基づく183日免税ルールを活用する等の対策が必要になると考えます。

お見逃しなく！

- 2011年9月6日付で、「在中就業外国人の社会保険加入暫定弁法」（中華人民共和国人力資源および社会保障部令第16号）が公布され、2011年10月15日より外国人就労者の社会保険加入が義務付けられることになりました。
- これにより、日本人赴任者を含め多くの外国人就労者にとって、中国と本国での社会保険料の二重払いの問題が発生します。これも中国進出企業にとって人件費の大幅な増加要因になります。